

令和2年4月28日
経済産業省中小企業庁

国土交通省

関係事業者団体所管課 殿

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業・小規模事業者等への
各種支援制度の周知依頼について

新型コロナウイルス感染症について、全国的かつ急速なまん延による国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したため、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出されました。この緊急事態を1ヶ月で終えるためには、最低7割、極力8割の、人と人との接触削減が必要であり、緊急事態宣言の区域内では、既に多くの企業が自宅勤務などを実施していただいております。

これに関し、オフィスでの業務の在宅化のために必要となる、テレワーク導入をはじめとする対策については、政府としても、4月20日に策定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（以下、緊急経済対策という）」に、テレワークに関する補助金の拡充や相談体制の強化を盛り込んだところであり、これらを迅速に実行し、中小企業・小規模事業者等のテレワーク環境の整備を全力で支援してまいります。

そして、今般の緊急経済対策では、従事人数の密度を下げるためのプロセス改善のための投資や感染症予防に資する備品の購入等にもご利用いただける補助金の拡充を盛り込んでいます。また、この1ヶ月の出勤人数を最小化するために休業される場合は雇用調整助成金のご利用や、売上高が前年同月比で50%以上減少する場合は、新たに創設する持続化給付金の対象となり、給付金をご利用いただけます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で足下の経営課題でお困りの事業者の事業や雇用の維持を、政府としても全力で支援するため、貴課におかれましても、各種支援制度の利用促進に向け、所管の団体等への周知等にご協力いただけますようお願いいたします。

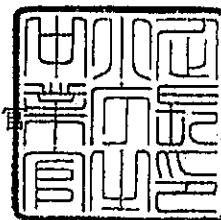
経済産業省

20200428中庁第1号

令和2年4月28日

関係事業者団体代表者 殿

中小企業庁長官



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業・小規模事業者等への各種支援制度の周知依頼について

新型コロナウイルス感染症について、全国的かつ急速なまん延による国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したため、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出されました。この緊急事態を1ヶ月で終えるためには、最低7割、極力8割の、人と人との接触削減が必要であり、緊急事態宣言の区域内では、既に多くの企業が自宅勤務などを実施していただいております。

これに関し、オフィスでの業務の在宅化のために必要となる、テレワーク導入をはじめとする対策については、政府としても、4月20日に策定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（以下、緊急経済対策という）」に、テレワークに関する補助金の拡充や相談体制の強化を盛り込んだところであり、これらを迅速に実行し、中小企業・小規模事業者等のテレワーク環境の整備を全力で支援してまいります。

そして、今般の緊急経済対策では、従事人数の密度を下げるためのプロセス改善のための投資や感染症予防に資する備品の購入等にもご利用いただける補助金の拡充を盛り込んでいます。また、この1ヶ月の出勤人数を最小化するために休業される場合は雇用調整助成金のご利用や、売上が前年同月比で50%以上減少する場合は、新たに創設する持続化給付金の対象となり、給付金をご利用いただけます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で足下の経営課題でお困りの事業者の皆様に、事業や雇用の維持のため、新たな給付金制度の創設をはじめとする各種支援制度について、今後も周知を図っていくところですが、貴団体におかれましても傘下企業等あて周知等いただき、各種支援制度の利用促進にご協力いただけますようお願いいたします。

政府としても、日本の経済・社会を支えている中小企業・小規模事業者等の皆様の事業継続を、全力で支援し、状況をフォローしてまいりますので、この緊急事態を乗り切るため、最大限のご協力をお願いいたします。